

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

準備書面（5）

2025年8月4日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	小	林	亮
同	長	澤	
同	加	藤	建
同	尾	林	芳
同	山	田	大
同	松	島	

淳
彰
次
匡
輔
暁



被告は、原告第6準備書面に対し、以下のとおり、認否・反論を行う

第1 原告第6準備書面第1に対する認否・反論

1 同1について

(1) 同(1)について

ア 同アについて

(ア) 同(イ)について

被告に対し安保廃棄及び自衛隊違憲論の放棄を求めたものではないとの主張は争う。

原告自身が、「共産党の基本政策は『安保廃棄・自衛隊解消』のままで」あって、「国際社会の常識、国民意識の常識から外れている」と「論座」において記述したことを認めている。

(イ) 同(ウ)について

「安保廃棄・自衛隊解消』を共産党の基本政策とする「党の決定」はない」との主張、「小池、田村、田中氏が公選制に立候補しないとは論じていない。」との主張、「党首公選制を採用することは規約上も十分可能である」との主張、幹部会委員長を選出する権限を有する中央委員会に対して立候補することは可能であるとの主張、はいずれも争う。

原告は、規約5条3項は「党内で選挙し、選挙される権利がある」と規定していることから、直ちに党首公選制を採用することは規約上も十分可能であると論理を飛躍させている。

しかし、規約23条は、「中央委員会は、中央委員会幹部会委員と幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選出する。また、中央委員会議長を選出することができる。」と定めており、党首（ここで言うところの中央委員会幹部会委員長）は、中央委員会が中央委員の中から選挙により選出することが明記されている。

また、2年以上の党歴がある党員は、中央の役員に選挙される権利を有するが（規約13条）、規約上、大会代議員ではない党員が中央委員会に対して立候補する権利は定められていない。

イ 同イについて

原告は、被告が異論の存在を許しているにもかかわらず、それが可視化されていないのが問題であると主張した、との主張は争う。

ウ 同ウについて

同時期に関連する複数の著作を出版することは、出版業界における慣行である、との事実は不知。

エ 同エについて

原告は被告支部内で意見を出しているほか、被告の政治・外交委員長とも2か月に1度、党首公選問題についても議論していた、との事実は不知。

(2) 同(2)、(3)について

原告は被告支部内で意見を出しているほか、被告の政治・外交委員長とも2か月に1度、党首公選問題についても議論していた、との事実は不知。原告は意見を述べる意思を表明しなかったのではなくできなかった、原告に対して、規約55条が定める意見表明の機会を与えなかったので、できなかったとの主

張は争う。

(3) 同(4)について

第3段落の主張は否認する。

2 同2について

(1) 同(1)イ(イ)について

被告の主張の「第4段落」、「第5段落」についての主張は否認する。

(2) 同(3)について

ア 同イについて

被告が行ったのは規約第55条の意見表明の機会を与えるものではない、との主張は争う。

イ 同ウ(ア)について

告知をしないことは意見表明の機会を与えていないこととなり、規約第55条に違反していることは明らかである、との主張は争う。

(3) 同(4)イについて

再審査が求められた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続を定めるといふ運用は行われていないとの主張は否認する。

また、被告において、大会代議員が拍手により大会幹部団の決定を承認するとの運用はなされていないとの主張は否認する。

3 同3について

(1) 同(1)イ(イ)bについて

原告は被告支部内で意見を出しているほか、被告の政治・外交委員長とも2か月に1度、党首公選制についても議論していたとの事実は不知。

(2) 同(1)イ(イ)cについて

被告が現在の綱領を定めた2004(平成16)年以降、大会が合計7回開催されていることは認め、安保廃棄、自衛隊違憲が基本政策とされたのは原告の除名処分を決定した第29回党大会が初めてであるとの主張、被告が2004年の綱領の改定により、日米安保条約廃棄前の段階を設けることが綱領の見地となったとの主張、原告が、その段階ではどういう政策をとるべきかを提起しているものであって、綱領と大会決定に反するどころか、それを具体化しようとするものであるとの主張、は争う。

被告は、党の綱領および基本政策として、安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持しており、安保廃棄、自衛隊違憲が基本政策とされたのは原告の除名処分を決定した第29回党大会が初めてではない。

また、2004年に改定された綱領では、日本共産党の政策として、日米安全保障条約廃棄前の段階を設けるなどということは一切述べていない。

第2 原告第6準備書面第2に対する認否・反論

1 同1(2)について

共産党袴田事件最判は、公序良俗、条理、適正な手続（適正手続）といった、司法権を担う裁判所が判断可能であり判断すべき内容の審査をする旨の判断枠組みを提示している、したがって、裁判所は、被告の手続規定の運用についていわゆる裁量（手続裁量）を認めることを前提とする司法審査をすべきではなく、客観的・具体的な事実関係に照らして判断代置的審査をすべきものというべきである、との主張は争う。

共産党袴田事件最判は、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないと言うべきである、としている。

被告が組織内の自律的運営として原告に対してした除名処分の当否は、原則として被告の自律的な解決に委ねるのが相当であり、したがって、被告が原告に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる本件においては、裁判所の審判権は及ばないと言うべきである。

2 同2について

(1) 同(1)について

被告は、支部が行うべき除名処分を「特別な事情」（規約50条第2文）もないのに地区委員会が行ったことに係る違法性の点につき、規約5条(二)（「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない。」）違反および同条(五)（「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合もその決定を実行する。党の決定に反す

る意見を、勝手に発表することはしない。」) 違反があることなどを理由に、かかる「特段の事情」があると認定した、との主張は不正確なので争う。

(2) 同(2)について

規約50条2文の「特別な事情」という手続規定の要件は、限定的・制限的に解釈適用されるべきであるとの主張は争い、これまでの実際の規約の運用では、上級機関が支部を飛び越えて処分をするのは、支部が崩壊している場合などに限られてきた、との事実は否認し、規約に支部の同意について特段の規定がない趣旨は、特定の支部が崩壊している場合には当該支部の同意を得られるわけがなく書く必要性がないから、本件のように支部が崩壊していない場合においては、「特段の事情」の有無の判断において、除名処分等を行うことについての被処分者の属する支部あるいは支部委員会の同意の有無が重要な考慮要素となるものというべきである、との主張は争う。

本件除名処分には規約50条に係る違法があり、その違法性の程度は適正手続に反する重大なものであるから、本件除名処分は公序良俗(民法90条)に反する違法無効なものである、との主張は争う。

原告の除名処分については、原告がすでに全国メディアや記者会見などで公然と被告に対する攻撃を繰り返し、その影響は、原告が所属する支部を超え、被告全体に及んでいることから、党規約第50条の「特別な事情のもと」と判断し、被告京都南地区常任委員会がすすめたものである。被告京都南地区常任委員会が原告を調査し、対応することは、原告が所属する被告京都南地区委員会・新日本プロセス支部が同意している(乙15)。

3 同3について

被告は、これまで他の党員に対しては権利の告知を行ってきたにも関わらず、原告に対してのみ権利告知を行わなかったのであるから、原告に対してのみ不合理な不平等取扱いを行ったものと言うべきである、被告が原告の除名処分について、意見表明手続(規約55条前段、55条10項)の趣旨を没却する運用を行い、実質的に規約55条に定める意見表明の機会が原告に与えられたものということはできない、その違法性の程度は適正手続に反する重大なものである、との主張は否認ないし争う。

4 同4について

(1) 同(1)について

被告は再審査手続を場当たり的に行い、本件再審査では虚偽の説明を行った、との主張は否認する。

被告の規約は、1982年の第16回大会で規約を改正する以前より、被除名者に対して、除名処分に不服であるならば、中央委員会および党大会に再審査を求めることができることを規定していた。そして、過去の党大会における除名処分の再審査においては、本件再審査と同様(乙13)、除名処分の再審査請求をどのように扱い、処理するかは党大会が決定してきた。具体的には、大会代議員によって選出された大会幹部団の責任で判断し、決定している。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

規約55条において、除名処分の再審査手続について、「党大会」という党の機関・組織が行うとされる、との主張は争う。

規約55条第5文は、「被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。」と定めており、除名処分の具体的再審査を行う機関・組織を党大会に限定していない。

イ 同イについて

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

実質的に異議を述べる機会を与えられていないとの主張、大会幹部団から承認を求められたとは到底いえない、との主張は争い、山下中央委員会幹部会副委員長が虚偽あるいは事実を反する説明を前提とする報告をしたとの事実、大会代議員らは自分たちが再審査に関与できないことについて、間違った根拠を示され、代議員には再審査につき意見を述べたり議論をしたりすることができないかのような誤解を招く説明をしたとの事実、異論を唱える機会を与えることなく報告後に拍手を求めたとの事実、否認する。

(ウ) 第3段落について

否認ないし争う。

被告第29回党大会においては、大会代議員により、同大会の運営や議事進行

に全ての責任を持つ「大会幹部団」が選出され、大会幹部団は、原告による再審査請求書を党大会として受理し、同幹部団が審査することを決定し、その結果を大会で承認したのである。それ故、「大会幹部団」を構成する者がどのような者であれ、本件再審査については、党大会が再審査を行ったのは争いようのない事実である。

ウ 同ウについて

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落について

被告規約第20条(一)、同(二)の文言については認め、党大会が、本件再審査の結果について「報告し、承認を受ける。」という権限を有していないとの主張は争い、異議を唱える時間(異議がある者の挙手等を求める時間)を設けていないとの事実を否認する。

被告規約第55条第5文は、被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができると定めている。原告は、被告第29回党大会に自身の除名処分について上記規定に基づいて再審査を請求した。第29回党大会においては、大会代議員により、同大会の運営や議事進行に全ての責任を持つ「大会幹部団」が選出され、大会幹部団は、原告による再審査請求書を党大会として受理し、審査した結果、原告の除名処分撤回の請求を却下し、そのことを党大会に報告し、承認を受けた(乙13、14、16)。

(ウ) 第3段落について

否認ないし争う。

(エ) 第4段落について

主張の趣旨が不明であるので、認否および反論を留保する。

エ 同エについて

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

党内外で「パワハラ」とまで批判されることになったとの事実は不知、その余はおおむね認める。

田村副委員長の発言は当該代議員の党大会における発言について被告としての見解を表明するものであって、何ら問題はない。

(ウ) 第3段落について

認める。

(エ) 第4段落について

争う。

大会幹部団を代表して、山下芳生中央委員会幹部会副委員長が、大会幹部団として除名処分撤回の請求を却下することを決定したことを報告し、大会代議員の承認を求めた際に、異議のある者が挙手等をして異議を唱えた事実はない。

オ 同オについて

本件除名処分に係る再審査の結果にかんする報告が被告第29回党大会の2日目に行われたこと、被告が公開した「大会日誌」(乙13)には、大会幹部団がいつ会議を開催したのかが記載されていないとの事実は認める。

カ 同カについて

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

再審査を規定した被告規約55条が規約の「11章 規律」の章において規定されていることは認め、その余は争う。

再審査を規定した被告規約55条が規約の「11章 規律」の章において規定されていることと、再審査自体が処分でないこととは無関係である。

本件再審査は、規約の定める規定に基づいて適正に行われており、条理に照らした適正手続違反の違法は何ら存在しない(乙12、13、16)。

キ 同キについて

全面的に争う。

第3 原告第6準備書面「第3」について

すべて争う。

以上